

## 第4章 景観づくりの行動指針

景観づくりの理念・目標、景観形成の基本方針を踏まえ、景観づくりの取組における、基本姿勢、行動指針、市民・事業者・行政の役割を示します。

### 1 基本姿勢

景観づくりの取組における、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めます。

#### **知る**：市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る

地域にとって大切な景観を知ることが、良好な景観を守り、育むことの第一歩です。より多くの市民・事業者・行政が北九州市の景観の大切さを認識・共有し、未来に引き継いでいきます。

#### **守り・創る**：地域に根差した景観を守り・創る

地域に根ざした景観を守り、育てていくことが、北九州市が目指す景観づくりの基本です。地域の景観特性や景観資源を共有し、市民・事業者・行政が一丸となり、北九州らしい景観を守り、創出していきます。

#### **担う**：地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う

良好な景観づくりの主役は意欲ある市民一人ひとりで構成される多様な主体です。景観づくりに繋がる日常的な取組や地域の景観資源を育み、多様な主体の活動が相互に作用し活発になるように取り組んでいきます。

#### **高める**：景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める

景観づくりの推進にあたっては、その担い手として、市民・事業者・行政がそれぞれ景観への意識、知識、感性、技術を高め合うことが求められます。

ニーズに応じた学習機会を創出し、景観づくりの担い手となる市民・事業者・行政を育て、相互に意識や技術を高め合っていきます。

## 2 行動指針

「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢に沿って、次のとおり行動指針を定めます。

### (1) 「知る」に関する行動指針

#### ①身近な景観の大切さを発見し、認識します。

好きな景観、懐かしい景観などの発見から、身近な景観や地域固有の景観を知ること、まちへの愛着や誇りを育みます。

#### ②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。

北九州市ならではの景観や市民が大切だと考えている景観を守り、未来に引き継ぐため、景観ツアーの参加や景観に関する活動をしている組織への参加など、様々な景観づくりの場で学びます。

#### ③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信します。

守り、残したい景観について、その価値や公的な計画における位置付け、活用状況等を把握し、地域の景観に関わる基礎的な資料として整理・集約します。また、これらを広く共有するためウェブサイトやSNS等を活用した情報発信に取り組みます。

### (2) 「守り・創る」に関する行動指針

#### ①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。

地域の拠点、優先的・重点的に対応すべき地区について、地域特性を踏まえた景観のルールづくり、地域で定めたルールの制度化等、規制誘導の強化を図り、メリハリある景観づくりを進めます。

#### ②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。

近世の街道の面影があるまちなみや近代化を支えてきた産業遺産など、地域の魅力的な景観の形成に寄与し、都市の歴史や文化が感じられる貴重な景観資源を将来に引き継いでいくために、維持管理や活用方法などの検討を進め、時代のニーズに合った保全・活用に取り組みます。また、市民レベルでの保存活動などを継続できるような仕組みを検討します。

#### ③豊かな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。

市民や事業者の協力による管理活動を通じて、街なかの身近な緑や緑豊かな自然景観を保全します。

#### ④公共空間における良好な景観形成を促進します。

景観への影響が大きい大規模な公共建築物や土木構造物のデザイン向上を図り、公共空間の良好な景観形成をリードしていきます。また、サインなどの小規模の工作物についても、デザインの向上に取り組んでいきます。

### (3) 「担う」に関する行動指針

**①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。**

市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となることが大切です。小学校の景観学習や担い手育成プログラムの参加などを通して、景観づくりの担い手となります。

**②多様な主体が、景観づくりの担い手となり活動します。**

景観づくりは、多様な主体が担い手となり取り組むことが重要です。市民、事業者、NPO、大学等が担い手となり、各地域において景観づくりの活動に取り組みます。

**③多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支えます。**

景観づくりの活動の継続・発展には、各々の連携・支え合いが大切です。そのため、各々の主体が積極的に情報交換や交流を行いながら景観づくりの活動に取り組みます。

### (4) 「高める」に関する行動指針

**①多様な主体のニーズに応じた景観教育の充実を図ります。**

景観づくりにおいて市民・事業者・行政が担う役割は様々です。景観づくりの知識を高めていくために、それぞれのニーズに応じた景観教育を検討し、充実化に取り組みます。

**②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。**

市民・事業者・行政の景観に対する意識や技術を効果的に高めていくため、積極的に専門家や大学の参画を図ります。景観セミナーやルールづくり、ガイドラインの作成など、事業の進捗や展開に応じて、適切な場面で専門家が景観づくりに参画できる仕組みを整えていきます。

**③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。**

市民一人ひとりの景観についての関心や取組への意欲を高めるため、啓発活動を充実させていきます。

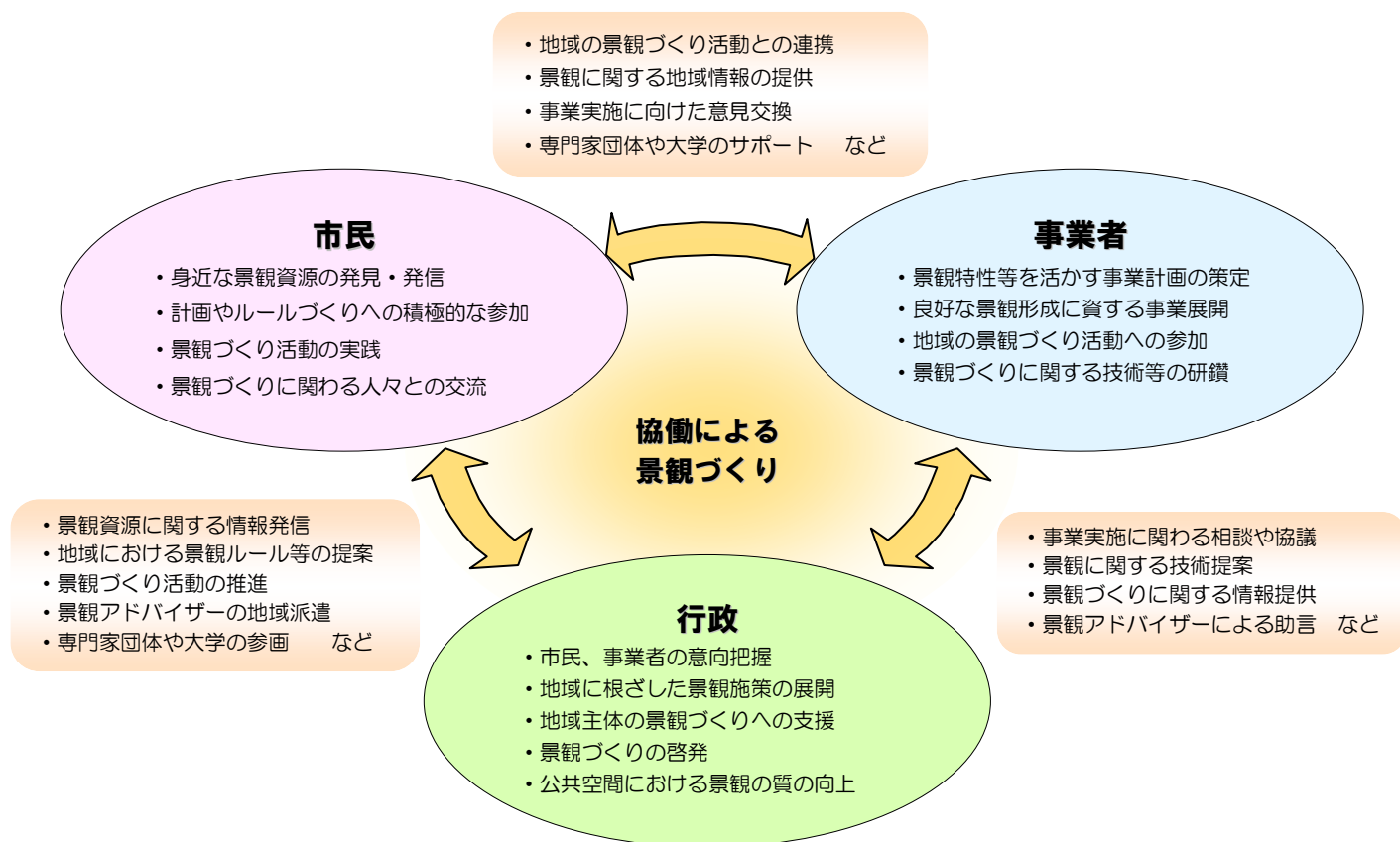
また、実際に取組を行っている地域まちづくり団体や事業者の表彰などを通じて、良好な景観の形成に寄与しているという自負を育て、シビックプライドの醸成につなげていきます。

**④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。**

地域の魅力的な景観資源を観光資源として活用することが、地域活性化へ繋がると期待されています。おもてなしの視点を持って、景観資源の保全活用や環境美化などに取り組みます。

### 3 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進に向けて、市民・事業者・行政が担うそれぞれの役割を次のように示します。



図：市民・事業者・行政の協働による景観づくりのイメージ

### (1) 市民の役割

- ・身近な景観に関心を持ち、将来に引き継ぎたい景観資源の発見に努め、情報発信します。
- ・景観づくりに関する計画やルールづくりに積極的に参加します。
- ・一人ひとりができることから景観づくりに取り組みます。
- ・景観に関わる意識・知識を高めるために、景観づくりに関わる様々な人との交流に努めます。

### (2) 事業者の役割

- ・地域の景観特性や大切な景観資源を十分に認識した上で、事業計画を策定します。
- ・良好な景観形成の推進に努め、地域特性を活かす事業を展開します。
- ・積極的に環境美化活動等に取り組むとともに、市民や行政が取り組む景観づくりに積極的に参画します。
- ・地域固有の素材、工法、意匠等を研鑽し、継承するとともに、広く発信します。

### (3) 行政の役割

- ・景観に関わる市民・事業者の意向把握等に努めます。
- ・自然特性や都市形成の履歴に根ざした景観形成を推進し、地域・地区におけるきめ細かな規制誘導を行います。
- ・景観アドバイザーの派遣や各種景観づくりイベント等を通じ、景観づくりに関わる“場と機会の提供”を行い、地域主体の景観づくりを支援します。
- ・意識、知識、技術を高めるために、景観教育の機会の創出、顕彰制度や広報などの啓発活動の充実に努めます。
- ・公共空間における良好な景観形成を図るため、景観への影響が大きい公共建築物や土木構造物などのデザイン向上に努めます。
- ・まちづくりに携わる職員一人ひとりが、景観づくりに関する知識・技術の向上に努めます。